

キッズゾーンの整備について

○目的

キッズゾーンの設定は保育所、地域型保育事業所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む。）、児童発達支援（医療型を含む。）事業所等（以下「保育所等」という。）が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、次の内容を目的とするものである。

- ・ 保育所等の周辺で園児等に対する注意をすべきという意識の啓発
- ・ 関係機関の協力により、特に配慮する必要がある個所に対して安全対策の一層の推進
- ・ それによる、保育所等の周辺の道路における自動車の運転手等に対する注意喚起を行う

○施工後写真



施工案内図

